②交通安全特定事業計画様式

［路線名 ： 県道 木部野洲線（県-１ ： 特定経路）　（延長：約 300 m)］　【事業者 ： 滋賀県公安委員会】　交通安全特定事業計画

［位置図］

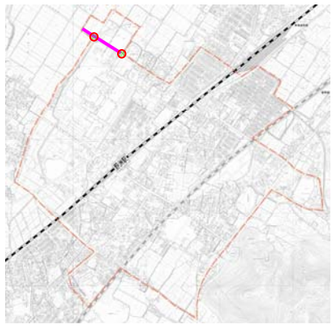

［整備方針］

視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［概略平面図・事業実施個所図　等］

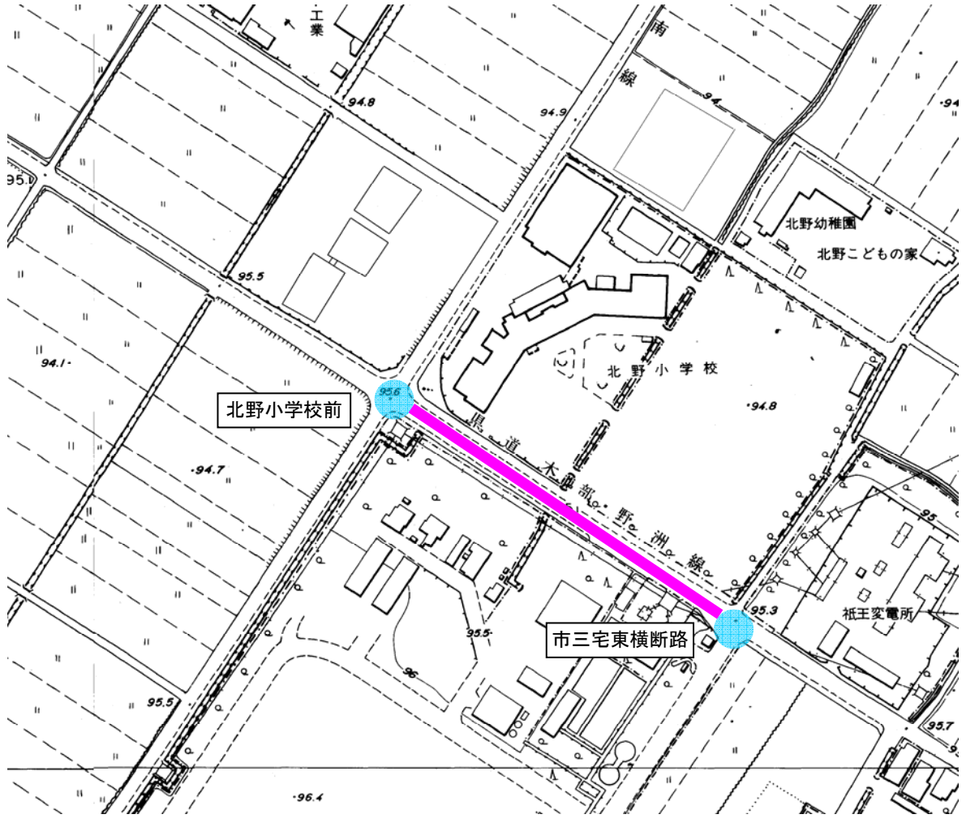

［事業内容］

事業の内容	事業量 箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○：連携が必要となる事業者			備　考（実施状況等）
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	2				→				○	●		

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

北野小学校前交差点

・交差点が狭い（車いす使用者）
・音響信号がなく、歩行者信号青時間が短い（地域住民等・車いす使用者・視覚障害者・聴覚障害者・高齢者）

市三宅東交差点

・音響信号がなく、歩行者信号青時間が短い（地域住民等・車いす使用者・視覚障害者・聴覚障害者・高齢者）
・歩車道間の段差がなく、点字ブロックも設置されていないので、どこまでが歩道なのかわからない（視覚障害者）
・信号押しボタンの位置がわかりにくい（視覚障害者）

［標準断面図・その他関連図　等］

［路線名：主要地方道 大津能登川長浜線（県-6：特定経路） （延長：約490m）］ 【事業者：滋賀県公安委員会】 交通安全特定事業計画

［位置図］

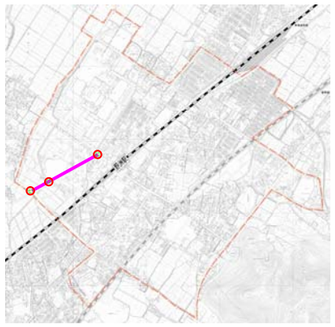

［整備方針］

視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［概略平面図・事業実施個所図 等］

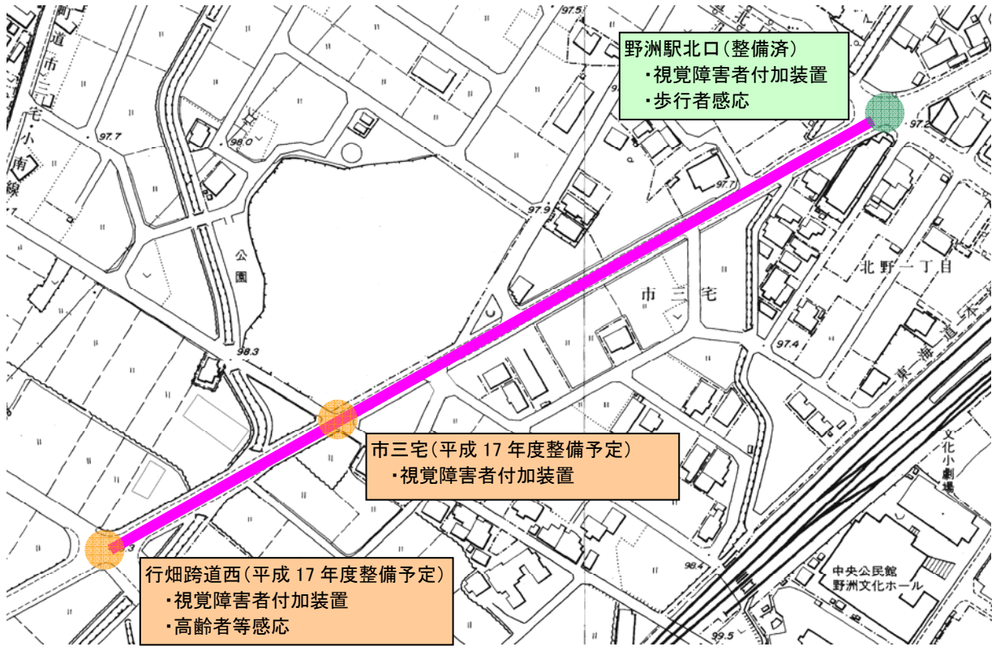

［事業内容］

事業の内容	事業量 延長・箇所数	実施予定期間（年度） 17	18	19	20	21	22	～	事業主体 ●：主体となる事業者 ○：連携が必要となる事業者 道路管理者	公安委員会	その他事業者	備考（実施状況等）
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・歩行者感応化 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	3	→							○	●		実施済（H15） 【野洲駅北口】 ・視覚障害者付加装置 ・歩行者感応化

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・ 周辺の交通規制等との整合性の確保
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・ 違法駐車行為の防止のための事業における配慮
違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

市三宅交差点

・音響信号がなく、歩行者信号青時間が短い（地域住民等・車いす使用者・視覚障害者・聴覚障害者・高齢者）

［標準断面図・その他関連図 等］

［路線名 ： 市道 野洲駅北口支線 （市-2 ： 特定経路） （延長：約 170 m)］ 【事業者 ： 滋賀県公安委員会】 交通安全特定事業計画

［位置図］

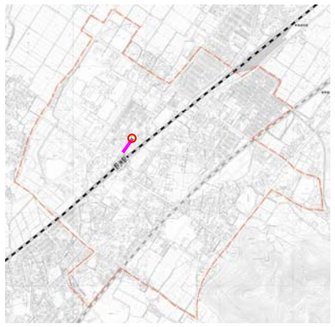

［整備方針］

道路の横断の安全を確保する信号機に改良する。（整備済）

［概略平面図 ・ 事業実施個所図 等］

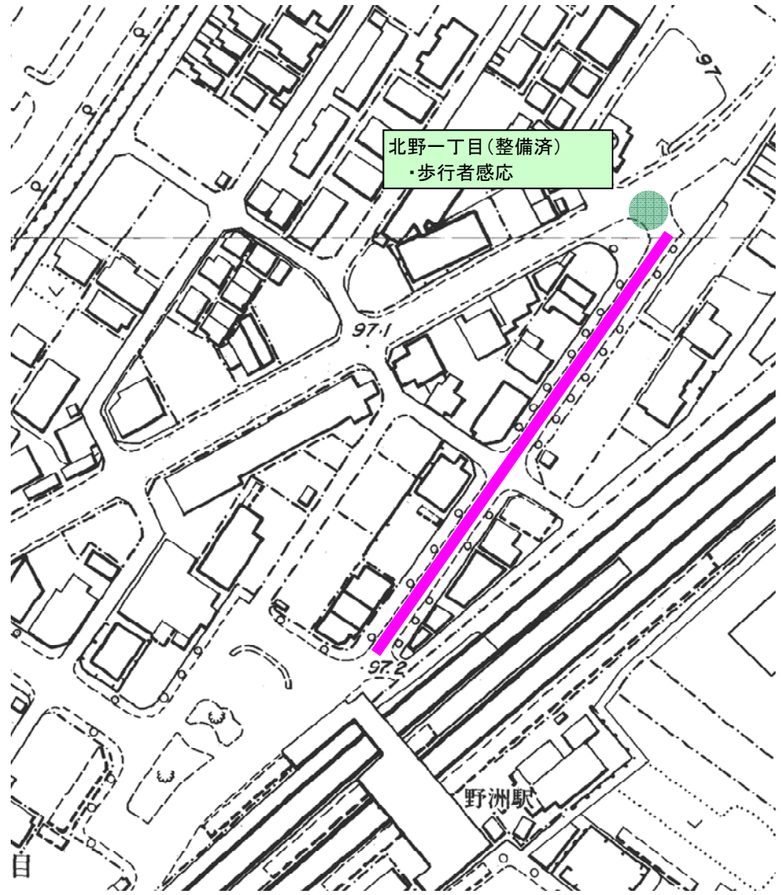

［事業内容］

事業の内容	事業量 延長 ・箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○:連携が必要となる事業者			備 考 （実施状況等）
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・歩行者感応化	1								○	●		実施済（H15） 【北野一丁目】 ・歩行者感応

［標準断面図 ・ その他関連図 等］

［事業実施に際し配慮すべき重要事項 ・ その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・ 周辺の交通規制等との整合性の確保
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・ 違法駐車行為の防止のための事業における配慮
違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

北野一丁目交差点

・三叉路全体に歩行者用信号が設置されていない（地域住民等・車いす使用者・視覚障害者・聴覚障害者・高齢者）
・交通量が多いので、音響信号を設置してほしい（視覚障害者）

［路線名 ： 市道 小篠原稲辻線（市－7 ： 特定経路） （延長 ： 約 400 m)］ 【事業者 ： 滋賀県公安委員会】 交通安全特定事業計画

［位置図］

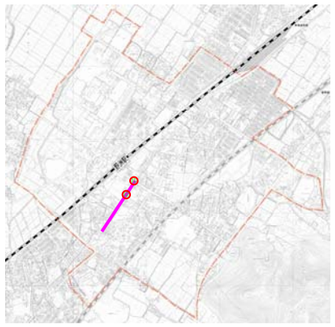

［整備方針］

視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［事業内容］

事業の内容	事業量 箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○:連携が必要となる事業者			備　考 (実施状況等)
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	2	→							○	●		実施済（H15） 【野洲駅前】 ・視覚障害者付加装置 ・十分な歩行者青時間の確保

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

野洲駅前交差点

・信号青時間が短い（地域住民等・車いす使用者・視覚障害者・聴覚障害者・高齢者）

［概略平面図・事業実施個所図　等］

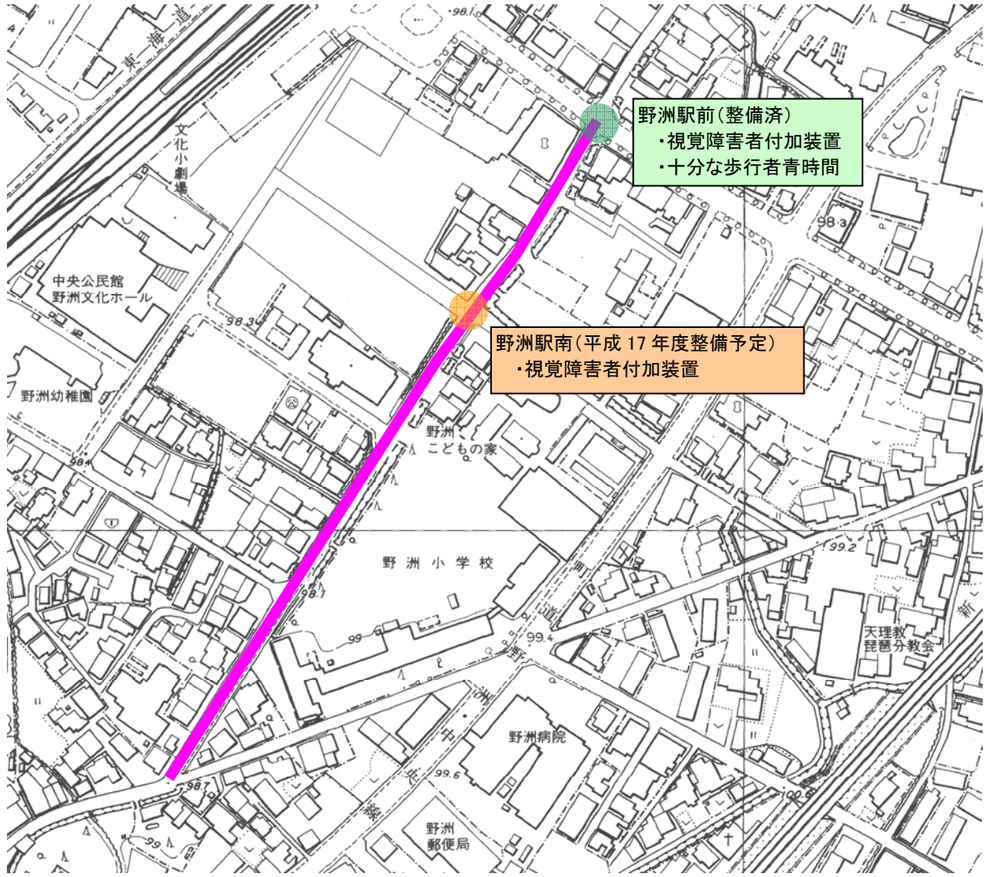

［標準断面図・その他関連図　等］

［路線名 ： 市道 野洲中央線（市-12 ： 特定経路） （延長：約 250 m)］ 【事業者 ： 滋賀県公安委員会】 交通安全特定事業計画

［位置図］

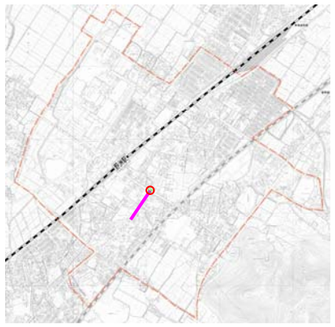

［整備方針］

視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。(整備済)

［事業内容］

事業の内容	事業量 延長 ・箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○:連携が必要となる事業者			備　考 (実施状況等)
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化	1											実施済（H15） 【野洲市役所前】 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応

［概略平面図・事業実施個所図　等］

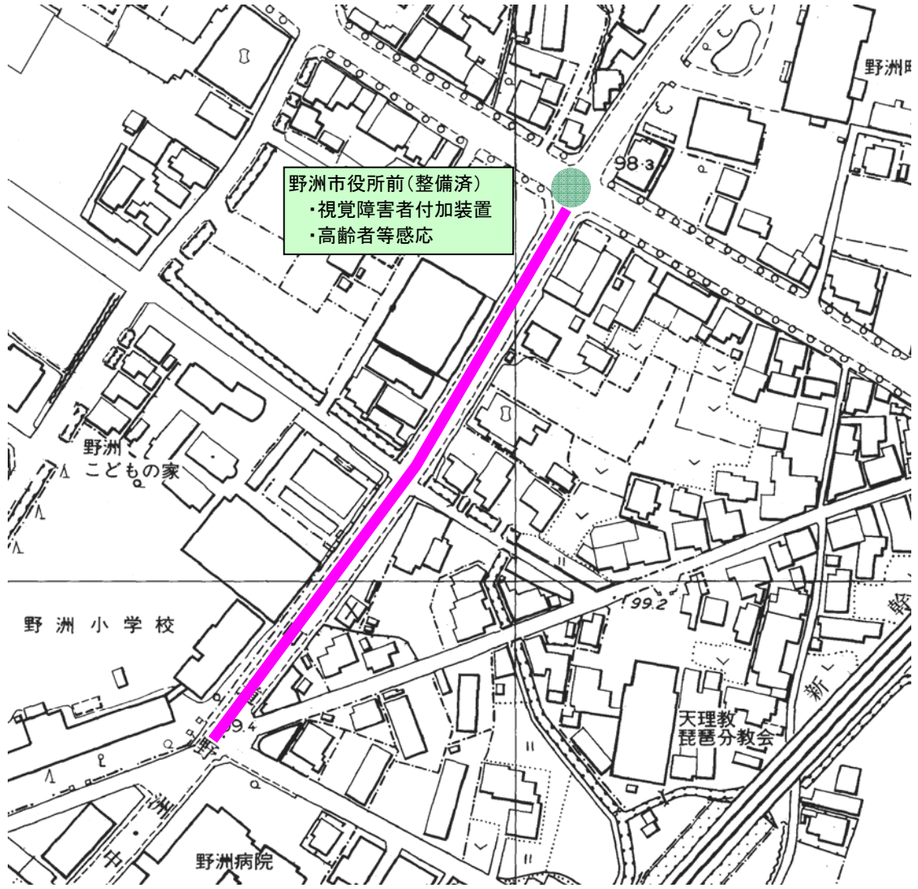

［標準断面図・その他関連図　等］

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施したワークショップにおける主な意見】

野洲市役所前交差点

・毎朝、渋滞で非常に混雑し、交差点として機能していないため、交通整理員などを配置し、優先的に整備してほしい
・信号青時間が短い

市道野洲中央線と市道野洲駅下水門線の交差点(信号なし)

・歩行者用信号の設置が必要（車いす使用者）
・カーブミラーが見えにくい（聴覚障害者）

［路線名：市道 野洲中央線（市-13：特定経路）　（延長：約 290 m)］　【事業者：滋賀県公安委員会】　交通安全特定事業計画

［位置図］

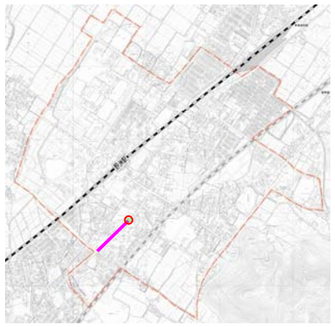

［整備方針］

視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［概略平面図・事業実施個所図　等］

［事業内容］

事業の内容	事業量 延長・箇所数	実施予定期間（年度） 17	18	19	20	21	22	～	事業主体 ●：主体となる事業者 ○：連携が必要となる事業者 道路管理者	公安委員会	その他事業者	備　考（実施状況等）
①信号機の改良 ・高齢者等感応化	1	→										一部実施済（H15） 【野洲病院前】 ・視覚障害者付加装置 ・十分な歩行者青時間

［標準断面図・その他関連図　等］

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査・ワークショップにおける主な意見】

野洲小学校前交差点

・青信号時間が横断歩道を渡っている途中で点滅し始めるほど短いので危険（地域住民等・車いす使用者・視覚障害者・聴覚障害者・高齢者）
・五叉路は非常にわかりにくいので、歩車分離信号にする等、全ての方向に音響信号を設置してほしい（視覚障害者）
・信号（野洲病院⇒野洲小学校）の設置位置が奥まっているため、信号が見えにくい。消火栓ポールの所に移動したらいいと思う（聴覚障害者）
・複雑でわかりにくい。聴覚障害者の中には理解しにくい人もいるのでもっとわかりやすいように工夫をしてほしい（聴覚障害者）
・信号位置がわかりにくい（ワークショップ）

その他

・野洲病院前バス停から、野洲郵便局と野洲病院に行くために車道を横断する人が多いので、横断歩道を設置する方が良い（ワークショップ）

［路線名：都市計画道路 市道 市三宅北桜線（市-24：特定経路）　（延長：約 800 m)］　【事業者：滋賀県公安委員会】　交通安全特定事業計画

［位置図］

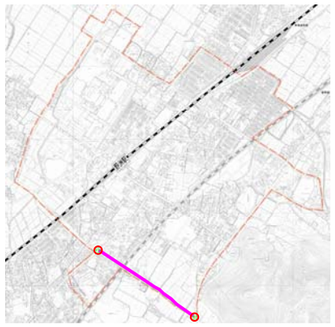

［整備方針］

視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［事業内容］

事業の内容	事業量 延長・箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○:連携が必要となる事業者			備　考（実施状況等）
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	2	→	→	→	→	→			○	●		

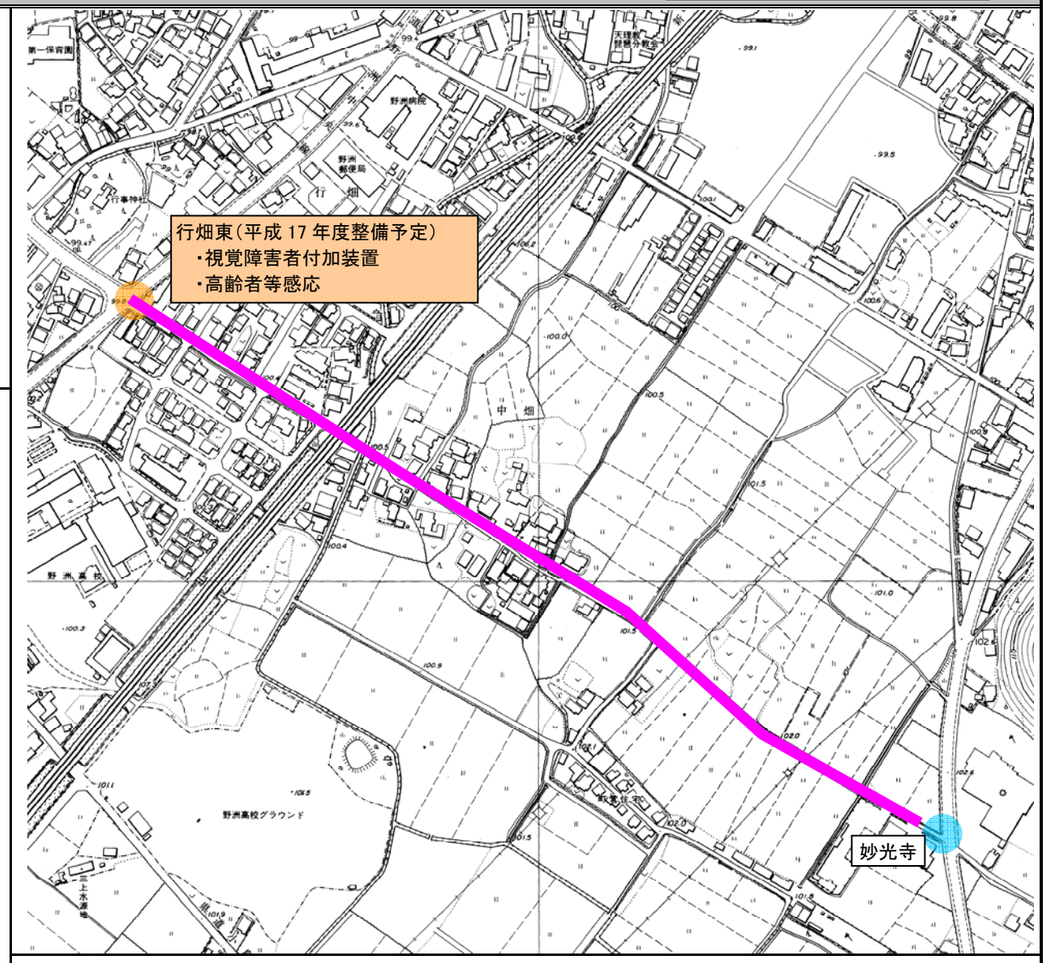

［標準断面図・その他関連図　等］

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査・ワークショップにおける主な意見】

・歩行点検調査対象外経路のため意見なし

［路線名 ： 県道 木部野洲線 （県-2 ： その他の経路）　（延長：約 380 m)］　【事業者 ： 滋賀県公安委員会】　交通安全特定事業計画

［位置図］

［整備方針］

「その他の経路」に位置づけられているが、JR 野洲駅、野洲市役所、野洲病院等の主要施設への移動経路を確保するために、視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［概略平面図・事業実施個所図　等］

［事業内容］

事業の内容	事業量 箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○：連携が必要となる事業者			備　考 （実施状況等）
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	1				→				○	●		

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

久野部交差点

・交通量が多いので、音響信号を設置してほしい（視覚障害者）

［標準断面図・その他関連図　等］

［路線名 ： 県道 木部野洲線 （県-3 ： その他の経路） （延長：約 310 m)］ 【事業者 ： 滋賀県公安委員会】 交通安全特定事業計画

［位置図］

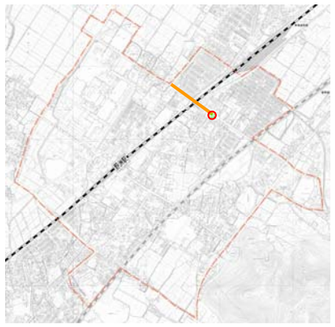

［整備方針］

「その他の経路」に位置づけられているが、JR 野洲駅、野洲市役所、野洲病院等の主要施設への移動経路を確保するために、視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［事業内容］

事業の内容	事業量 箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○:連携が必要となる事業者			備　考 (実施状況等)
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	1				→				○	●		

［概略平面図・事業実施個所図　等］

［標準断面図・その他関連図　等］

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

久野部跨線橋東交差点

・交通量が多いので、音響信号を設置してほしい（視覚障害者）

［路線名 ： 県道 木部野洲線 （県-4 ： その他の経路） （延長：約 580 m)］ 【事業者 ： 滋賀県公安委員会】 交通安全特定事業計画

［位置図］

［整備方針］

「その他の経路」に位置づけられているが、JR 野洲駅、野洲市役所、野洲病院等の主要施設への移動経路を確保するために、視覚障害者や高齢者に配慮した信号機に改良する。

［事業内容］

事業の内容	事業量 箇所数	実施予定期間（年度）							事業主体 ●：主体となる事業者 ○：連携が必要となる事業者			備　考 （実施状況等）
		17	18	19	20	21	22	～	道路管理者	公安委員会	その他事業者	
①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	1				→				○	●		

［事業実施に際し配慮すべき重要事項・その他バリアフリー関連意見等］

【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

・　周辺の交通規制等との整合性の確保
　信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

・　違法駐車行為の防止のための事業における配慮
　違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。

【野洲町交通バリアフリー基本構想策定時に実施した歩行点検調査における主な意見】

・歩行点検調査対象外経路のため意見なし

［概略平面図・事業実施個所図　等］

［標準断面図・その他関連図　等］